

第6次基山町総合計画策定方針

○計画策定の趣旨

基山町は、合理的かつ効率的な町政運営の指針とするために、昭和50年3月に「基山町総合計画」を策定しました。平成23年に「基山町まちづくり基本条例」を制定し、現在、平成28年度から令和7年度を計画期間とする「第5次基山町総合計画」に基づき、基本構想に掲げたまちの将来像『「アイが大きい基山町」～住む人にも訪れる人にも満足度No.1のまち基山の実現～』をめざし、まちづくりを進めています。

昨今、大規模化する自然災害や新型コロナウイルス感染症により変化した人々の意識や日常生活への対応、カーボンニュートラルの実現、個人の多様性の尊重など新しい時代(Society5.0)への様々な課題に多くの自治体が直面しています。中でも、少子高齢化の進展による持続可能な自治体運営は喫緊の課題で、本町においては、70歳から80歳までの高齢者人口が他の年代よりも多く、これからの10年間は、高齢者の活躍の場の創出と同時に、安心して住み続けることのできる環境づくりが求められます。加えて、人口増対策により子育て世代が増加傾向にあることから、多様な働き方に対応できる保育環境の充実や子育ての不安に寄り添いサポートするための相談・支援体制の確立が不可欠です。

このような認識のもと、基山町行政における総合的かつ計画的な運営の中心的な役割を担う計画として、令和8年度を初年度とする「第6次基山町総合計画」を策定し、すべての世代に住み続けたいと思ってもらえる魅力あるまちづくりを目指します。

○計画策定の根拠

基山町まちづくり基本条例第26条

(総合計画)

第26条 町は、総合計画を策定しなければならない。

2 町は、総合計画に基づき、行政の各分野における計画の策定及び施策の実施を行うものとする。

○計画の構成と期間

基本構想 町のめざす将来像と将来の目標を明らかにし、これらを実現するための基本的な施策の大綱を示すものです。

【令和8年度～令和17年度(10年間)】

基本計画 基本構想に掲げた将来像や目標、基本的施策を実現するために取り組む施策体系や施策の方向性を示すものです。各施策に中間年度と最終年度の目標値を設定し、中間年度(令和12年度)に進捗状況の検証を行います。

【令和8年度～令和17年度(10年間)】

実施計画 基本計画に示した施策への具体的な取り組みや実施期間を明らかにした短期的な計画で、毎年度における予算編成や事業実施の指針とするものです。

【令和8年度を初年度とし、3か年計画で毎年度見直し】

○策定体制

(1) 町民参加（基山町まちづくり基本条例）

総合計画策定の段階からより多くの町民が参画できるよう、町民参加の場及び機会を確保します。

(2) 基山町総合計画審議会（基山町総合計画審議会条例）

町長の諮問に応じ、総合計画に関する事項について調査及び審議を行います。

(3) 基山町議会

（地方自治法第96条第2項の規定による基山町議会の議決すべき事件を定める条例）

基本構想及び基本計画の策定については、町議会において議決しなければならないこととされています。

(4) 庁内体制

①基山町庁議（基山町庁議に関する規程）

行政運営の基本方針及び重要施策に関する事項について審議します。

（町長、副町長、教育長、課長、園長、局長、会計管理者、参事）

②基山町総合計画幹事会（基山町総合計画幹事会設置要綱）

総合計画策定に必要な資料の収集と計画案を作成します。

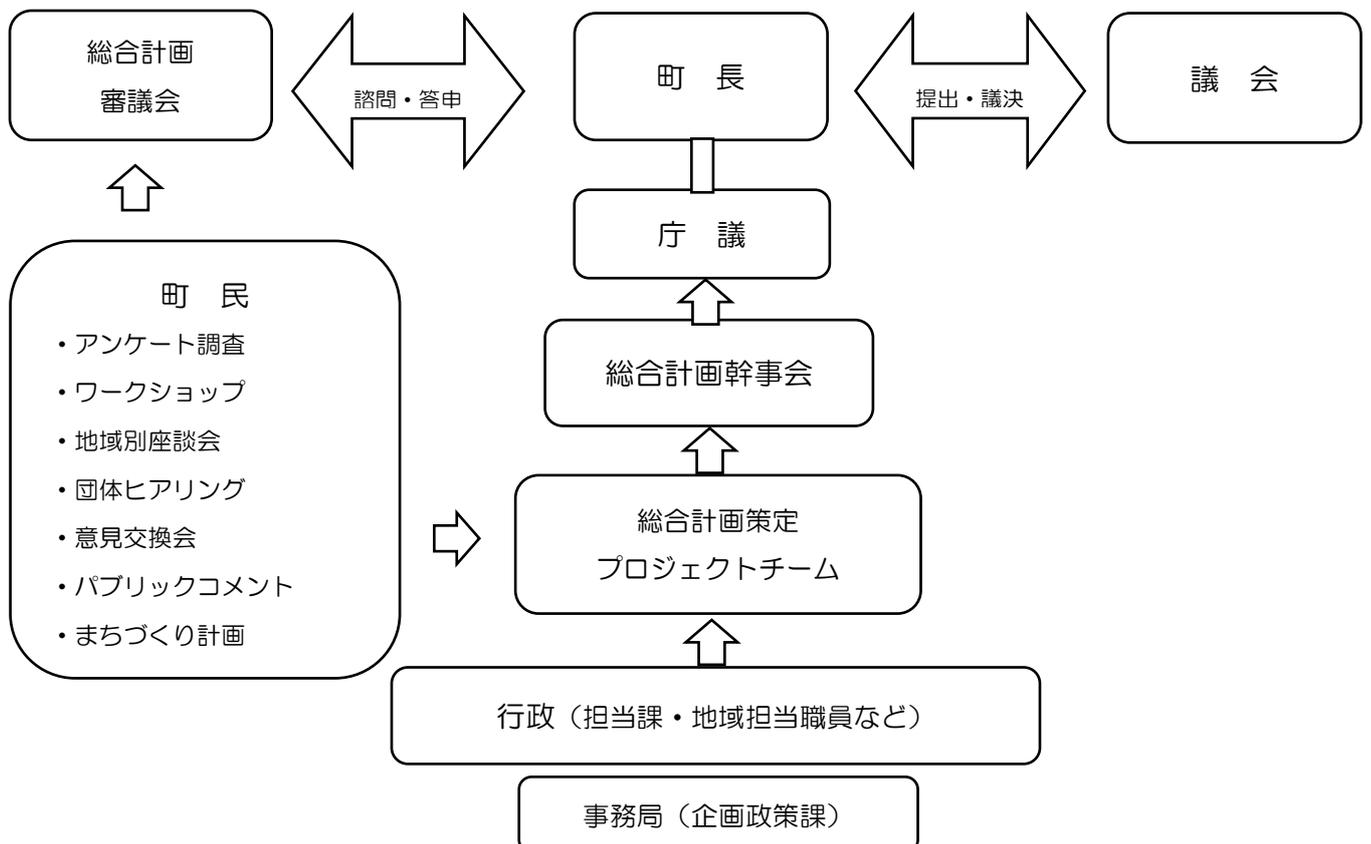
（副町長、教育長、課長、園長、局長、会計管理者、参事）

③基山町総合計画策定プロジェクトチーム

（基山町総合計画策定プロジェクトチーム設置要綱）

町民ワークショップ等への参加及び総合計画策定に必要な資料の収集と計画案の作成をします。

（主幹、主任保育士、室長、係長、主査の中から必要な人数を選任）



○策定期期

令和5年度から令和7年度までとし、策定スケジュール（案）は別紙のとおりです。
基本構想（案）は令和5年度に、基本計画（案）は令和6年度を目途に策定します。
基本構想及び基本計画は、令和7年度に基山町議会に提出し、議決を経て策定します。